

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会（以下、「本会」という）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 本会は、全国の個室ユニット型施設（以下「施設」という）の健全なる発展を推進し、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、社員のみならず、非社員一般に対しても次の事業を行う。

- (1) 施設の運営管理全般に関する情報交換に係る事業
- (2) 高齢者生活の支援に必要な知識や技能習得のための研修や研究会の開催事業
- (3) 高齢者生活の支援等を目的とした調査・研究・出版の事業
- (4) 施設相互の親睦に係る事業
- (5) 厚生労働省をはじめとする関係機関及び団体との連絡及び調整に係る事業
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告方法)

第4条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載する。

第2章 社員

(社員の資格及び入会並びに種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した法人

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した法人又は個人

(3) 名誉会員

本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

3 入会は、理事会で承認する。

(会費)

第6条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会則に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 継続して1年以上年会費を滞納し、督促に応じず会費納入義務を履行しないとき。

(5) 理事会の決議があったとき。

(6) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)に該当する、又は反社会勢力と関係があると認められたとき

(4) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員が第7条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する(会員としての)権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他拠出品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第10条 本会は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、これを主たる事務所に備え置く。

第3章 社員総会

(社員総会の種類及び開催)

第11条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了の日から3か月以内にこれを開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議に目的である事項及び召集の

理由を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく召集の手続が行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする召集の通知が発せられないとき。

(招集)

第12条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事（会長）が招集する。但し、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事（会長）は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

但し、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(定足数)

第13条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議方法)

第14条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

3 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

(構成及び議決権)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、代理人として議決権を行使することができる。

2 この場合、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

3 社員は代理人を指定することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事（会長）がこれにあたる。代表理事（会長）に事故があるときは、副会長がこれに代わる。

(権限)

第 18 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準
- (2) 社員の除名
- (3) 役員報酬の額
- (4) 役員選任及び解任
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号のほか重要事項

(決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び社員総会において選出する議事録署名人 2 名がこれに記名押印し、総会から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会運営規則)

第 22 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、運営細則に定める。

第 4 章 役員

(役員設置)

第 23 条 本会には、理事 10 名以上及び監事 2 名以上を置く。

2 理事のうち 1 人は会長とし、2 名以上を副会長、1 人を専務理事、2 名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、10 名以内を一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

(資格)

第 24 条 本会の理事及び監事は、本会の社員の中から選任する。但し、必要がある時は、社員以外の者から選任することを妨げない。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

2 代表理事（会長）は、理事会の決議によって選任する。

- 3 代表理事（会長）は、副会長を選任する。
- 4 本会の理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務及び権限）

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事（会長）は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を行う。
 - 3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規定により、本会の業務を分担する。
 - 4 代表理事（会長）以外の業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 7 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

（任期）

- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は、増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残存任期と同一とする。
 - 5 理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

（名誉会長及び顧問）

- 第 28 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - （1）代表理事（会長）の相談に応じること
 - （2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
 - 3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。
 - 4 名誉会長及び顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（理事及び監事の報酬）

- 第 29 条 理事及び監事の報酬については別に定める運営細則によるものとする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準についても、前項による。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること又はその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 39 条に定める運営細則によるものとする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに記事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の重要な業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事（会長）が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第 34 条 本会の理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事（会長）がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決する

ところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(議決の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを必要としない。但し、一般社団・財団法人法第 9 1 条 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める運営細則による。

第 6 章 委員会・支部長会・部会

(委員会)

第 40 条の 1 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務は、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

(支部長会)

第 40 条の 2 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、支部長会を設置することができる。

2 支部長会の委員は、理事会において選任する。

3 支部長会の任務は、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部長会規則によるものとする。

(部会)

第 40 条の 3 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、部会を設置することができる。

2 部会の委員は、理事会において選任する。

3 部会の任務は、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める部会規則によるものとする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

第42条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第43条 本会の財産は、代表理事(会長)が管理し、その方法は、社員総会の決議を経て、代表理事(会長)が別に定める。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事(会長)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第46条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事(会長)が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第48条 本会は、剰余金の分配を行わない。

(長期借入金)

第 49 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散の事由)

第 50 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併
- (3) 社員が欠けたこと
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 解散を命ずる裁判

第 9 章 清算

(清算方法)

第 51 条 本会の解散等により清算する場合、清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを定める。

(残余財産の帰属)

第 52 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 53 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、代表理事（会長）が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、代表理事（会長）が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事（会長）が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 附則

(法令等の準拠)

第 54 条 この定款に定めない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令並びに諸規則によるものとする。

本定款は原本に相違ありません。

代表理事 赤枝真紀子

平成 20 年 12 月 1 日制定

平成 24 年 5 月 15 日改訂

平成 26 年 6 月 24 日改訂

平成 29 年 6 月 15 日改訂

令和 3 年 6 月 23 日改訂